

欧州連合における貧困・社会的排除指標の数値目標化とモニタリング

高橋 義明

■ 要約

欧州連合における貧困・社会的排除指標の数値目標化への道は1997年のアムステルダム条約締結から始まり、2001年のラーケン会議における具体的な指標の定義と方法の取り決めが続く。さらに2010年に採択された欧州2020戦略によって貧困・社会的排除指標が欧州戦略の中心に据えられた。そのモニタリング手法としてオープン政策協調手法（OMC）が取られている。OMCは数値目標を設定した上でその進展状況を各国が公表することで政策を推進するというインセンティブによる政策促進手法としても国際的に注目される。社会保護委員会は2012年夏に子どもの貧困・幸福度指標案を発表したが、ここでも従来の社会保護政策の枠を越えて住宅・教育政策も包含させ、オープン政策協調手法で進めるべきとしている。今後は物質的剥奪を始めとした指標の見直し、新たなモニタリング手法の社会保護成果モニター（SPPM）の導入などを進める予定で、数値に基づく政策推進で世界をリードする欧州の動向は注視すべきであろう。

■ キーワード

欧州連合、社会的排除、貧困、欧州2020戦略、オープン政策協調手法

I はじめに

欧州連合における貧困・社会的排除指標の数値目標化への道は1997年のアムステルダム条約から始まったといえる。その後、2000年のリスボン会議にてオープン政策協調手法（OMC）を通じて統計・指標を整備する方針、2001年のラーケン会議にて具体的な指標の定義と算出方法が決められ、貧困・社会的排除指標が数値目標となる。さらに2010年に採択された欧州2020戦略によって貧困・社会的排除指標が欧州全体の戦略の中心に据えられた。その後も類似の指標案が提案され、指標の数値目標化と数値に基づく政策推進は大きく進展している。以下では数値目標化に至るまでの

経緯を簡単に解説した後、現在、欧州連合で政策的に利用されている貧困・社会的排除指標とそのモニタリング方法について紹介したい。

II 数値目標化以前の取組み（1990年代）

1. 社会的排除への政策対応の発展

社会的排除は個人や集団に影響を与える様々な問題の結果として生じると考えられており、複雑かつ多次元で、根の深い長期的な問題、原因が絡み合っている。欧州委員会は1992年に「連帯した欧州に向けて」と題する報告（COM (92) 542）をまとめ、社会的排除は①社会的に統合され、アイデンティティを確立する慣行や権利において個人や集団が排除されるメカニズムである、②その範

困は仕事への参加以上のものであり、住居、教育、健康、サービスへのアクセスといった分野でも実感され、顕在化するものである、とされた。

1994年のエッセン欧州評議会において社会的排除・貧困への闘いは優先事項に位置づけられた。さらに1997年に雇用に焦点を当てたルクセンブルク雇用サミットが開催され、同年のアムステルダム条約の「高水準の雇用の継続と社会的排除の撲滅のための人的資源の開発」(136条)、「労働市場から排除された人びとを労働市場へ統合」(137条)という条項を通じて、社会的排除は雇用と関連付けて導入された。

2. 統計手法の研究とデータ収集

1990年代は貧困率の統計手法について議論を行っていた時代でもあった。絶対的貧困率はバスケット方式により国毎に違うことから相対的尺度の議論が始まるとともに、①世帯等価方式、②貧困ライン、のあり方について研究がなされた。貧困ラインについては所得ベースか支出ベースか等も議論となった。また客観指標だけでなく、個々人の意見や評価を数値で捉える主観指標のあり方も議論になったが、この時代にはその有用性について議論が分かれ、「時期尚早」とされた。

この時期の貧困率の測定には世帯生活費調査(HBS: Household Budget Surveys)が使用された。当時、HBSは当該分野の欧州加盟各国横断の唯一の調査で、各国当局が欧州統計局に同一の形式に従ってデータを送付するという方法で事後的な調和を図っていた。ただし、調査頻度、世帯や支出の定義・範囲、サンプリング設計、回答率、調査対象期間などが相違しており、横断的に比較を行うには制約が多かった¹⁾。

そこで欧州レベルでの比較可能性を高めるため、1991年から欧州共同体世帯パネル(ECHP: European community household panel)が開始された。ドイツ、英国、ルクセンブルグで既に独自の

パネル調査を実施していたため、調査の実施は紳士協定としたが、スウェーデンを除く14カ国において2001年まで実施された²⁾。具体的には、毎年調査を行うこと、同じ手続きを踏むこと、共通の質問票に則って調査を行うこと、集計方法を共通化すること(ウェイト、帰属など)、推奨されたサンプル方法に沿うこと、などで整合性が図られた。また個票や図表の提供によって結果は一般国民の手に入りやすくなった。

しかし、回収率の相違(90%から38%)、サンプル方法の相違、スウェーデンの不参加、データ収集から公表まで2~3年かかることなどの質的問題を抱えていた。また、国際的に所得基準について新たな合意がされたことから2002年にECHPは中止された。

III 数値目標化の時代(2000年以降)

欧州の政策上の数値目標として策定され、使用されるようになった貧困・社会的排除指標として2001年に定められたラーケン指標、2010年に定められた欧州2020戦略の指標がある。その契機となったのは、2000年3月のリスボン会合においてオープン政策協調手法(OMC)の採択に合意したことであった。特に貧困、職の不足、非効率な社会保障制度といった問題に対して、リスボン会合決議で「社会的排除への闘いは欧州政策の本流」と規定されるようになったことが大きく影響した。さらに2000年12月のニースでの欧州評議会が貧困・社会的排除に関する共通目標が公表され、社会的排除への闘いは加盟国間の協力で促進すべき活動分野の一つとしてニース条約の政策リストに加えられた(137条(1)(j))。

以下ではまず貧困・社会的排除政策を促進するために採用されたモニタリング手法であるオープン政策協調手法(OMC)について説明した後、使用データと具体的指標について紹介したい。

1. オープン政策協調手法（OMC）

(1) 概要

欧州委員会は、2000年に採択されたリスボン戦略以降、加盟国が国家主権を有する政策分野において統合性を高める手段としてOMCを採用している。OMCは雇用政策で採られたルクセンブルグ・プロセスが発展したものとされ、貧困・社会的包摂政策の促進も現在、OMCを通じて行われている。欧州連合が国家戦略の策定の枠組みを提供し、加盟国間の調整を行っている。OMCはそもそも自主的な政策協力のプロセスであり、具体的には政策共通目標と具体的指標に関して加盟各国と合意し、目標に向けて進展状況を測定し、評価を行うというものである（図1）。したがって、具体的指標で数値目標を設定することが政策推進の大きな原動力となる。各国はその共通目標を自身の国家戦略に翻訳し直し、報告書を提出し、それを欧州委員会や欧州評議会が共同報告書という形で評価する。

また、OMCは各国のベストプラクティスを学ぶ相互学習のプロセスでもある。主要政策や制度の効果を評価するピアレビュー会合がそのベストプラクティスを広める手段となっている。OMC

の促進には欧州委員会の総局長のリーダーシップがキーになっているという。

OMCの共通目標として2000年12月のニース会合で合意し、その後2002年に修正が加えられた柱は下記の4点となっている。

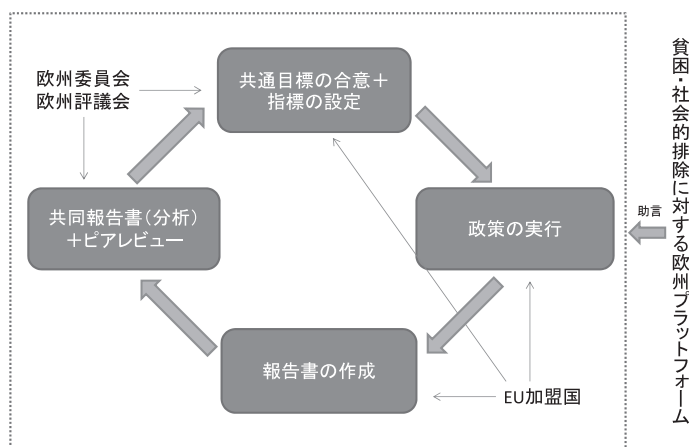
- a) すべての資源、権利、商品・サービスへのアクセスによって雇用への参加を容易にする
- b) 排除のリスクを防止する
- c) 最も弱い立場の者を支援する
- d) すべての関係機関を動員する

(2) OMCに関する欧州関係機関

① 欧州委員会雇用・社会問題・包摂総局

欧州委員会の中で貧困・社会的包摂の問題は雇用・社会問題・包摂総局（DG EMPL）によって扱われており、同局が各国の状況評価も行っている。例えば、税制改正、社会的サービス予算の削減が所得分配に与える影響や安定化効果をマイクロ・シミュレーションすることを行って、政策的な議論に生かしてもらっている。

加盟各国はそれぞれ国内問題に対応する役割を



出典：欧州委員会の資料に基づき筆者作成。

図1 貧困・社会的包摂政策におけるオープン政策協調手法（概念図）

有しているが、欧州委員会は加盟各国とは違い、欧州域内の差異（ギャップ）こそを問題とし、差異が広がっているのか、狭まっているのかに着目して役割を果たす必要がある。失業率が域内平均で下がっていたとしても、例えば、5カ国で失業率が下がっていて、5カ国で失業率が上がっているならば、欧州全体としては問題が発生していると捉える必要がある。

② 欧州統計局

統計局（Eurostat）は1958年の欧州委員会設立時に総局の一つとして設けられた。欧州統計規則（No1101/2008）第1条に基づき政治的圧力からは無関係の独立性を有している。統計局の役割は必要とされる指標の具体的な作成方法を定め、作成・公表することである。そのために統計局はあらゆる行政情報へのアクセスが認められている。また統計の質を監督するという法的に認められた役割も担っており、品質への関与、適時性の確保など15原則からなる行動規範が定められている。貧困・社会的排除指標はF局（社会統計）の生活の質担当（F4）が中心となって作成されている。

③ 欧州評議会社会保護委員会

社会保護委員会が、加盟国間、欧州委員会の社会保護政策上の協力を促進する助言機関として欧州評議会の下に欧州連合の機能に関する条約（Treaty on the Functioning of European Union）によって設置されている。委員会の目的は、160条によって（a）加盟国および欧州連合全域の社会状況と社会保護政策の進展を監督すること、（b）欧州評議会または欧州委員会の要請に基づいて報告書の作成、見解の取りまとめなどを行うこととされ、貧困・社会的包摂政策も対象となっている。委員会は加盟各国から2名ずつと欧州委員会から2名で構成されている。その下に2001年から加盟各国関係省庁職員から成る指標分科会（ISG）が置

かれており、社会指標の開発と定義付け、分析作業の枠組み、欧州所得・生活状況調査（EU-SILC）の改善などを担っている。DG EMPL及び欧州統計局のサポートをISGは受けている。

④ 貧困・社会的排除に対する欧州プラットフォーム

プラットフォームはOMCプロセスと相互学習を支援するとともに、欧州域内のルールや資金提供を支援する役割を持つ。参加者は世界銀行、国際労働機関、ユニセフなどの国際機関、欧州議会、欧州経済社会評議会などの欧州組織、欧州反貧困ネットワークなどのNGOなどから参加している。2011年以降、会合は3回開催され、貧困・社会的排除対策の進展状況についての意見交換とともに具体的なテーマでの議論が行われている。2011年には子どもの貧困、極貧（ホームレス等）について、2012年には積極的包摂に関する勧告に対する報告書案、社会的技術革新・実験について討論がされている。

2. 使用データ

欧州では個票データが使える生活の質に関する調査として労働力調査（LFS）、世帯・個人のICT利用に関する共同体調査（ICT）、成人教育調査（AES）、欧州健康面接調査（EHIS）、家計調査（HBS）、生活時間調査（TUS）、公共安全調査（SASU）、欧州健康・社会的統合調査（ESHIS）、そして欧州所得・生活状況調査（EU-SILC）の9種の調査がある。現在、貧困・社会的排除指標作成に中心的役割を果たしているのがEU-SILCである。以下ではEU-SILCについて簡単に紹介したい。同調査はECHPに代わるものとしてベルギー、デンマーク、ギリシャ、アイルランド、ルクセンブルグ、オーストリアの6カ国によって検討され、調査自体も2004年から加盟13カ国とノルウェー、アイスランドの15カ国で始まったものである。2005年からは加盟25カ国を含む27カ国調査に拡大し、さらに2007年からはブルガリア、ルーマニア、

トルコ、スイスも参加をしている。

同調査の質は加盟国間では一定のルールの下、事後的な調和によって図っている。具体的には、2003年6月に制定された枠組規制（REGULATION (EC)No 1177/2003）によって同調査は所得、貧困、

社会的排除、その他生活の質に関する調査であることが明記された上で調査設計、カバーすべき調査内容、各国毎の最低サンプル基準、サンプリング方法、データの欧州統計局への移送方法、結果の公表期限などが公的に規定されている³⁾。また、加盟国が一連の規制に違反して調和を乱す場合、罰金を科すことも可能となっている。

表1 ラーケン指標（2001年）

	指標
主要指標	所得移転後の相対的貧困率、所得分布の不平等度（5分位第1階級・第5階級対比）、相対的貧困継続率、貧困ギャップ、地域別雇用率の格差、長期失業率、就業状態にある者が一人もいない世帯の者、早期退学者、平均余命、健康自己評価
二次指標	相対的貧困ライン前後での格差、現在に置き換えた相対的貧困率、所得移転前の相対的貧困率、ジニ係数、相対的貧困継続率（50%基準）、長期失業比率、超長期失業率、低学歴の者

出典：European Commission（2003b）

同調査の基本は同一世帯を数年間に渡って追跡調査するパネル調査であり、パネルの形成は世帯を数年かけて順番に入れ替えるローテーション制度を採用している。多くの国では4年毎に全世帯が置き換わるが、例えば、ルクセンブルグでは9年制を取っている。サンプリング方法は大きく①世帯を直接、抽出する方法、②個人を抽出してその個人が属する世帯を対象とする方法の2種類がある。したがって、ウェイトバックの方法にも世

表2 包摂関連指標一覧（2009年）

1. 主要指標

指標	定義	属性別の有無
相対的貧困率	等価所得の全国中央値の60%を貧困ラインとした場合の貧困者の全人口に占める比率。なお、等価についてはOECDの調整方法に基づいている。補完的に単身世帯、子ども2人と成人2人の世帯についても貧困ラインを算出。	17歳以下、18～64歳、65歳以上の年齢階層別、18歳以上の性別
相対的貧困継続率	当該年とそれ以前の3年間のうち2年以上で相対貧困ライン以下である貧困者の全人口に占める比率	同上
貧困ギャップ	相対的貧困に当てはまる者の等価所得の中央値と相対的貧困率算定の際の貧困ラインとの差	同上
長期失業率	12ヶ月以上失業状態にある長期失業者の15歳以上の生産年齢人口に占める割合。	性別
就業状態にある者が一人もいない世帯の者	同一年齢階層のうち、就業状態にある者が一人もいない世帯の者の比率。なお、学生のみで構成される世帯の18～24歳の学生は数に含めない。	17歳以下、18～59歳の年齢階層別、性別
早期退学者	18～24歳人口に占める前期中等教育以下の修了者で、調査の直前4週間の間で教育あるいは訓練を受けていない者	性別
移民の雇用格差	非移民と移民の雇用率の差。「移民」とは海外で生まれた者とする。	性別
剥奪指標	以下の9項目のうち、3項目の費用負担ができなかったまたは保有していない世帯で生活している人口の割合。①予期しなかった出費、②家から離れて年に1回休暇に出かける、③住宅ローンあるいは家賃、公共料金あるいは分割払い、④1日おきに肉または魚が付いた食事、⑤家での十分な暖、⑥洗濯機、⑦カラーテレビ、⑧電話、⑨自家用車	17歳以下、18～59歳の年齢階層別、性別、貧困・非貧困別、都市化の度合別、世帯類型別
住居指標	データの質を確保したより適切な主要指標については検討中	
必要な診療サービスを受けられない人の割合及び診療利用度	費用、待ち時間、距離のいずれかの理由により必要な医療サービスを受けられないと自己申告した者の割合。「診療利用度」は過去1年間に医者を訪問した回数。	18～44歳、45～54歳、55～64歳、65歳以上、75歳以上、18～64歳の年齢階層別、所得階層別
子供の幸福度指標	開発中	

2. 二次指標

指標	定義	属性の有無
相対的貧困率	等価所得の全国中央値の60%を貧困ラインとした場合の全人口に占める貧困者の比率	性別、年齢別
世帯類型別貧困リスク	世帯類型を以下に分類した上での全人口に占める貧困者の比率 1) 扶養家族に子どもがいない世帯 ・65歳未満の単身世帯 ・65歳以上の単身世帯 ・女性単身世帯 ・男性単身世帯 ・最低1名が65歳以上である2人世帯 ・二人とも65歳未満の2人世帯 ・その他世帯 2) 扶養家族に子どもがいる世帯 ・子ども1人以上の片親世帯 ・子ども1人と成人2人の世帯 ・子ども2人と成人2人の世帯 ・子ども3人以上と成人2人の世帯 ・子どもと成人3人以上の世帯	なし
世帯の就業密度別貧困リスク	生産年齢人口の者で働ける者が過去1年の間のうち、何か月働けたかによって就業密度を計算し、WI=0（誰も働いていない世帯）からWI=1（全ての者が働いている世帯）の分類別の全人口に占める貧困者の比率	性別、年齢別
頻度の高い活動別貧困リスク	就業者、失業者、引退者、その他の非活動者の4種類の18歳以上人口に占める貧困者の比率。なお、「就業者」とは暦年のうち半年以上働いた者としている。	性別
住居所有別貧困リスク	自宅所有者で住宅ローンがない完全所有者、自宅所有者で住宅ローンがある者、市場価格での賃貸居住者、住居補助または無償での賃貸居住者の4種類の全人口に占める貧困者の比率	性別、年齢別
相対的貧困ライン前後での格差	等価所得の全国中央値の40%、50%、70%を貧困ラインとした場合の全人口に占める貧困者の比率	性別、年齢別
低学歴の者	25歳以上の成人のうち、国際標準教育分類（ISCED）で0～2の者（中卒以下）の比率	性別、年齢別
識字力の弱い生徒	15歳の生徒のうち、OECD学習到達度調査（PISA）の読解力尺度でレベル1以下の生徒の比率	性別
物質的剥奪の深度	剥奪指標の9項目のうち、欠けている項目数の全国単純平均	貧困・非貧困別、剥奪・非剥奪別
住居費	住居費が可処分所得の40%を越えている者の比率。住居費には住宅ローン等の支払い利子、ゴミ処理などの義務的サービス費用、定期的修繕費、税金、公共料金（水道、電気、ガス、暖房）を含む一方、住居補助を控除した金額。	性別、年齢別、貧困・非貧困別、住居所有形態別、都市化の度合い別、世帯類型別。
過密度	過密な住居に暮らしている者の割合（全世帯または単身世帯を除く全世帯）。「過密な住居に暮らしている」かは以下の基準の一つでも当てはまらない場合。 ・世帯に1部屋以上 ・夫婦一組に1部屋以上 ・18歳以上の者1人に1部屋以上 ・12歳から17歳の同性2名に対して1部屋以上 ・12歳から17歳の性別が違う者1人に対して1部屋以上 ・12歳以下の2名に1部屋以上	性別、年齢別、貧困・非貧困別、住居所有形態別、都市化の度合い別、世帯類型別。

出典：European Commission（2009）

帯と個人の2種がある。

3. 指標

(1) ラーケン指標

社会保護委員会傘下の指標分科会が検討を行い、2001年12月のラーケン首脳会合で承認を受けたのが通称「ラーケン指標」と呼ばれている指標群である。当初は社会的排除の状況をもたらす最も重要な要素を示す高次の領域を表す主要指標10指標と他の問題を表すような二次指標8指標といった合計18指標が選ばれた(表1)。またこの時点では計算に当たって欧州共同体世帯パネル(ECHP)を使用していた。その後、指標分科会が子どもの問題に焦点を当てる等をテーマとして検討を続け、2003年に3指標の定義の変更と2新指標の追加をした改定版を公表している。

さらに2009年9月に社会保護・社会的包摂戦略のための指標として体系化し、従来の指標を①包

括指標、②包摂関連指標、③年金関連指標の3つに分類しなおしている。包摂指標として主要指標11、二次指標11が定められた。主要指標と二次指標のそれぞれの定義と属性別に取りれる数値は表2の通りである。所得、雇用、生活、住居、健康、教育といった領域がカバーされている。このうち、相対的貧困率、貧困ギャップの2指標は包括指標にも含まれている。ただし、住居や子どもに関する指標の重要性は認識しつつも検討中・開発中となっていた。次に二次指標についてみると、領域は主要指標と大差ないが、より属性別の貧困格差に焦点があてられている⁴⁾。

欧州委員会関係者によると、後述する欧州2020戦略の制定以降、欧州2020戦略の指標がラーケン指標から置き換わったという関係にはないため、ラーケン指標がなくなった訳ではないとされる。

表3 欧州2020戦略の目標

領域	目標
雇用	20~64歳人口の雇用率を現在の69%から最低75%に引き上げる
研究開発	特に民間による研究開発投資の条件を改善することによってGDPの3%が研究開発に投資される目標を達成するとともに技術開発を把握する新たな指標を開発する
気候変動・エネルギー	温暖化ガス排出量を1990年対比で最低20%削減し、条件が整うならば30%削減する。またエネルギー最終消費における再生エネルギーのシェアを20%に増加させ、エネルギー効率を20%改善する
教育	早期退学者を現在の15%から10%以下に削減するとともに、30~34歳における高等教育学位保持者を現在の31%から40%以上にする
貧困・社会的排除	国毎の貧困ライン以下にある欧州市民の数を25%、2000万人削減する

出典：European Commission (2010)

表4 貧困・社会的排除指標の推移

		2005年	2006	2007	2008	2009	2010	2011
相対的貧困または社会的排除	千人	123,892	122,688	119,281	115,694	113,773	116,206	119,758
	人口比%	25.6	25.2	24.4	23.6	23.1	23.5	24.2
働いていない世帯に属する者	千人	39,112	39,776	36,687	34,269	34,223	37,857	38,527
	人口比%	10.3	10.5	9.6	9.0	9.0	10.0	10.2
社会保障移転後の相対的貧困者	千人	79,070	80,218	80,580	80,661	80,179	80,718	83,414
	人口比%	16.4	16.5	16.5	16.4	16.3	16.4	16.9
物質的に厳しく剥奪されている者	千人	51,729	47,908	44,374	41,440	39,764	40,853	43,420
	人口比%	10.7	9.8	9.1	8.4	8.1	8.3	8.8

出典：欧州統計庁HP (http://epp.eurostat.ec.europa.eu/portal/page/portal/statistics/search_database) の欧州2020戦略指標

(2) 欧州2020戦略

2010年6月の欧州評議会で採択された欧州2020戦略は、いわば欧州の成長戦略に当たるものであり、雇用、生産性、社会的統合を高め、スマートで持続的かつ包摂的な経済を確立することを目指している。戦略の主要目標は、雇用、研究開発、気候変動・エネルギー、教育、貧困・社会的排除という5つの目標という形で示されている。具体的には表3の通りであり、これらの目標は、欧州統計局が取りまとめ、発表する主要指標に基づいて監視されている。

貧困・社会的排除の目標の「相対的貧困または社会的排除の状況にある者」とは、相対的貧困にある者、物質的に激しく剥奪されている者、働き

手が働いていない家庭の者の三者の和と定義されている⁵⁾。なお、3つのうち、重複して排除されている者の場合、1回だけ加算されている。

相対的貧困にある者は、社会保障移転後の等価可処分所得の全国中央値の60%を貧困線とし、それ未満である者と定義されている。また、物質的に激しく剥奪されている者は、表2の剥奪指標と同じ9項目のうち、4項目以上欠けている、あるいは余裕がないといった生活状況に制約を受けている者と定義されている。そして、働き手が働いていない家庭の者とは生産年齢人口の者が過去1年の間、働ける期間の20%未満しか働いていない世帯に暮らす0～59歳の者とする。

貧困・社会的排除指標の推移をみると、表4の

表5 国別2020貧困・社会的排除目標

国名	国別目標
アイルランド	貧困状態に継続的にある者を2016年までに18.6万人削除
イギリス	2010年子どもの貧困法（相対的貧困率、絶対的貧困率、貧困継続率、貧困・物質的剥奪率）に掲げられた数値目標
イタリア	貧困または社会的排除で暮らす者を220万人削減
エストニア	相対的貧困率（社会保障移転後）を15%に削減（2010年17.5%）
オランダ	仕事のない世帯で暮らす者（0～64歳）を10万人削減
オーストリア	貧困または社会的排除で暮らす者を23.5万人削減
キプロス	貧困または社会的排除で暮らす者を2.7万人削減
ギリシャ	貧困または社会的排除で暮らす者を45万人削減
スウェーデン	非労働力（学生を除く）、長期失業、長期病気休業中にある者の比率を2020年までに14%以下に減少
スペイン	貧困または社会的排除で暮らす者を140～150万人削減
スロバキア	貧困または社会的排除で暮らす者を17万人削減
スロベニア	貧困または社会的排除で暮らす者を4万人削減
チェコ	相対的貧困または社会的排除で暮らす者を3万人削除につとめることで2008年水準（総人口の15.3%）で維持
デンマーク	働けるのに働けない世帯に暮らす者を2万2千人削除
ドイツ	長期失業者を33万人削除
ハンガリー	貧困または社会的排除で暮らす者を45万人削減
フィンランド	貧困または社会的排除で暮らす者を15万人削減
フランス	2007～2012年に相対的貧困状態で暮らしていた者を3分の1、つまり160万人削減
ブルガリア	相対的貧困状態で暮らす者を26万人削減
ベルギー	貧困または社会的排除で暮らす者を38万人削減
ポルトガル	貧困または社会的排除で暮らす者を20万人削減
ポーランド	貧困または社会的排除で暮らす者を150万人削減
マルタ	貧困または社会的排除で暮らす者を6560人削減
ラトヴィア	貧困または社会的排除で暮らす者を12.1万人削減
リトアニア	貧困または社会的排除で暮らす者を17万人削減
ルクセンブルグ	目標なし
ルーマニア	貧困または社会的排除で暮らす者を58万人削減

出典：Social Protection Committee（2011）, Annex 5, p. 136.

ように、3指標のいずれかに該当する者の人口比は2005年の25.6%から2010年の23.4%に減っているものの、2011年には24.2%に上昇しており、特に相対的貧困率が16.9%と2005年以降で最も高くなっている。

欧州2020戦略では加盟各国が定めた国毎のターゲット指標がある(表5)。ただし、大半の国は欧州レベルでも目標を各国にブレイクダウンし、目標人数を定めたものになっている。例外としてはドイツが長期失業者数、スウェーデンが長期失業に加えて長期病気休業者と非労働者を加えた者の数、オランダ・デンマークが仕事のない世帯に暮らす者の数など、労働に重きをおいた目標を掲げている。また、エストニアが相対的貧困率のみ、アイルランドが貧困の継続を重視した目標を掲げ、英国も子どもの貧困法に掲げた目標を国内目標としているといった違いがみられる。

(3) その他の関連分野での指標化

① 子どもの貧困・幸福度指標

欧州委員会は2011年から加盟国の承認を受けて、子どもの貧困に関する勧告の作成に着手している。その中で欧州委員会に助言を与えるアドホックグループを設置して作業を行ってきた社会保護委員会は2012年6月に「子どもの貧困に対応、防止し、子どもの幸福度を促進するために」というタイトルの報告書を公表した(SPC, 2012a)。子どもの貧困・幸福度に対応するには横断的な取り組みが必要であり、その分野としては社会保護、雇用、健康、教育、公共サービス、住居、環境、法律が含まれるとされている。同報告はこれらの分野において必要な、a) 子どもの貧困と社会的排除政策を導入する背景、b) 政策上の原則に関する示唆、c) 指標に基づく監視体系、d) 統治・実施・監視体制の主要要素、の4章で構成されている。

まず、横断的な政策課題として、不利な条件の世代間移転を検討課題に含めること、子どもの権

利の観点から子どもの貧困、子どもの幸福度を検討すべきこと、全ての関連政策分野でこの問題を主流化すること、必要であれば物質的な保障だけでなく、子どもの幸福にとって重要な分野を包括かつ多角的で統合的な戦略として検討すること、リスクを抱えた子どもを早期に地域で見つけることの重要性を認識すべきこと、全ての子どもの幸福度を考慮したユニバーサルな政策と最も脆弱な子どもに焦点を当てた政策の適切なバランスを取ることが提言されている。また子どもの貧困・幸福度への対応には費用がかかるが、長期的には子ども自身、社会、経済に利益をもたらすことを認識すべきだとする。その上で具体的には、社会保護委員会の所掌範囲を越えているものもあると指摘しつつも、a) 両親の労働市場参加、所得支援などを通じて必要なリソースへのアクセスを促し、世帯に対する支援を行うこと、b) 早期幼児教育や保育などのサービスへのアクセスの確保、c) 機会の平等を確保する教育制度の開発、d) 早期介入による健康の格差への対応、e) 手頃で質の高い住宅と周辺環境、f) 子どもを中心に考えた子どもと家族の支援、g) 社会活動、文化活動、娯楽活動、スポーツ活動などへの子どもの参加支援、h) 子どもの生活に影響を与える決定事項に対する子どもの参画、といった包括的な政策対応が必要だと提案している。

その上で提言された指標は表6の通りである。指標化に関しても2011年6月に欧州理事会から、欧州委員会は子どもの貧困・幸福度に関する共通原則と効果的な監視、評価手法の概略を描くよう、勧告を受けており、これらの指摘を踏まえて検討が行われたものである。包括指標8指標、リソースアクセス指標9指標、サービスアクセス指標13指標からなる総計29指標で構成されている。

なお、提言された指標は現在の統計で取れるものが中心であり、それでは不十分で検討が必要な分野があるとする。具体的には最も脆弱な子ども

表6 子どもの貧困・幸福度指標案

包括指標

指標	定義	区分	データ源	主要・二次指標	備考
相対的貧困または社会的排除にある層（欧州2020指標）	3指標に当たる世帯に暮らす子どもの割合	年齢別（0～17歳、0～5歳、6～11歳、12～17歳）	EU-SILC	主要	生産年齢層（18-64歳）、高齢層（65歳以上）と比較することが重要
子どもの相対的貧困率	等価可処分所得の中央値の6割未満の世帯で暮らす子どもの割合	年齢別（0～17歳、0～5歳、6～11歳、12～17歳）及び世帯類型別	EU-SILC	主要	生産年齢層（18-64歳）、高齢層（65歳以上）と比較することが重要
超物質的剥奪率	9項目中4項目が当てはまる世帯で暮らす子どもの割合	年齢別（0～17歳、0～5歳、6～11歳、12～17歳）	EU-SILC	主要	生産年齢層（18-64歳）、高齢層（65歳以上）と比較することが重要
就業状態にある者が少ない世帯の子ども	就業状態にある者（18～59歳）が働くことができる期間の2割以下しか働いていない世帯に暮らす子どもの数。	年齢別（0～17歳、0～5歳、6～11歳、12～17歳）	EU-SILC	主要	生産年齢層（18-64歳）、高齢層（65歳以上）と比較することが重要
子どもの物質的剥奪指標	検討中		EU-SILC	NA	欧州統計局のタスクフォースにて検討中
等価可処分所得の中央値の5割または7割で計算した相対的貧困率	等価可処分所得の中央値の5割未満または7割未満の世帯で暮らす子どもの割合	年齢別（0～17歳、0～5歳、6～11歳、12～17歳）	EU-SILC	二次	生産年齢層（18-64歳）、高齢層（65歳以上）と比較することが重要
相対的貧困継続率	当該年とそれ以前の3年間のうち2年以上で相対貧困ライン未満である子どもの比率	0～17歳	EU-SILC（パネル）	二次	生産年齢層（18-64歳）、高齢層（65歳以上）と比較することが重要
時期を固定した相対的貧困率	2005年時点の等価可処分所得の中央値6割で算出した貧困ライン未満である子どもの比率	0～17歳	EU-SILC	背景	生産年齢層（18-64歳）、高齢層（65歳以上）と比較することが重要

リソースアクセス指標

指標	定義	区分	データ源	主要・二次指標	備考
子どものいる世帯で働いている者の相対的貧困率	扶養の子どもがいる者で働いているが、所得が相対的貧困ライン未満である者の割合	年齢別（0～17歳、18～64歳、0～64歳）、世帯類型（一人親、成人2名と子ども）	EU-SILC	主要	
就業密度別の子どもの相対的貧困率	世帯の就業密度別の子どもの相対的貧困率	0～17歳、就業密度別（超高密度・高密度・中密度・低密度）	EU-SILC	主要	
世帯の仕事別子どもの貧困率	検討中		EU-SILC	主要	ISGにより最終的に詰める
子どもの相対的貧困ギャップ	相対的貧困ラインと相対的貧困にある者の等価所得中央値とのギャップ（相対的貧困ラインに対するパーセンテージで表示）	0～17歳	EU-SILC	主要	生産年齢層（18-64歳）、高齢層（65歳以上）と比較することが重要
保育	保育中の子ども（家族以外の公式の手配）の同年代の比率	3歳未満、3歳から義務教育に上がるまで、30週未満、30週以上	EU-SILC	二次	ISGで検討。本指標では明確で合意した規定による解釈が必要（手法の合意が必要）

両親の雇用への影響	0～6歳の子どもがいない世帯の20～49歳の雇用率と0～6歳の子どもが1名以上いる世帯の20～49歳の雇用率の差	男女別	労働力調査	背景	0～3歳、3～6歳で分けて見ることが重要。
保育のために短時間労働である者	保育のためにパートタイムで働いている者の割合	男女別	労働力調査	背景	
子どもの貧困を減らすための社会移転の効果	社会移転前と後の子どもの貧困率の差	年齢別 (0～17歳、0～5歳、6～11歳、12～17歳)	EU-SILC	二次	生産年齢層 (18-64歳)、高齢層 (65歳以上) と比較することが重要
住宅費重荷率	住居費総額 (住宅手当控除後) が世帯可処分所得総額 (住宅手当控除後) の40%以上の世帯に暮らす者のパーセンテージ	年齢別 (0～17歳、0～5歳、6～11歳、12～17歳)、相対的貧困状況別	EU-SILC	二次	生産年齢層 (18-64歳)、高齢層 (65歳以上) と比較することが重要

サービスアクセス指標

指標	定義	区分	データ源	主要・二次指標	備考
幼児教育	4歳から小学校に上がる年齢までの間の子どもで幼児教育に参加している率	男女別	UNESCO-OECD-Eurostat	主要	教育分野でのOMCで利用されており、ISGで有効性を検討
読解、数学、科学の上達	PISAのテストで1以下の15歳児の比率 (1が最も低く、5が最も高い)	両親の社会的地位別 (学歴、出身国など)	OECD-PISA	主要	キプロス、マルタでデータ欠損だが、OMCに含まれる。
ニート率	仕事、教育、研修を受けていない若者の率	男女別、15～19歳	労働力調査	主要	教育分野でのOMCで利用されており、ISGで有効性を検討
早期退学者	18～24歳で学歴が中学校レベル以下で今後教育も研修も受けない者	男女別、学校区分別	労働力調査	二次	
乳児死亡率	当該年に1歳未満で死亡した乳児の出生した乳児に対する比率 (1000人当たり)	両親の経済社会状況別 (検討中)	欧州統計局	主要	
住居からの剥奪	住宅からの剥奪に関する以下の項目に当てはまる割合: ①雨漏り、壁等の崩落、窓枠・床の腐敗、②住居内のお風呂・シャワーなし、③世帯専用の室内の水洗トイレなし、④日当たりが悪い、照明が十分でないといった住居の問題	年齢別 (0～17歳、0～5歳、6～11歳、12～17歳)、相対的貧困状況別	EU-SILC	主要	
過密度	過密な住居に暮らしている者の割合。(算出方法は表2の「過密度」と同じ)	年齢別 (0～17歳、0～5歳、6～11歳、12～17歳)、相対的貧困状況別		主要	
新生児体重	出産時の体重が2500グラム以下		WHO-OECD	主要	ISGにより検討
肥満	18～24歳でBMIが30以上の者	男女別	EHIS	背景	2014年のEHISの結果を利用してISGが検討
ワクチン接種率	当該年に1歳になる乳児のうち、百日せき、ジフテリア、破傷風、ポリオの予防接種した比率。当該年に2歳になる乳児のうち、はしか、おたふく、風疹の予防接種した比率。		WHO	背景	
精神的苦痛	15～24歳で過去4週間に精神的苦痛を感じた者	男女別	EHIS	背景	2014年のEHISの結果を利用してISGが検討
喫煙常用	15～24歳で日常的にたばこを喫煙している率	男女別	EHIS	背景	2014年のEHISの結果を利用してISGが検討
若年の死亡原因: 自殺	15～24歳で自殺によって死亡した率 (10万人当たり)	男女別	WHO	背景	

出典: Social Protection Committee (2012a), pages 53-62

の層を把握できる調査設計、属性別の幼児死亡率、少数グループ、依存症の子ども、ホームレスの子どもなどの最も脆弱なグループにおける健康格差のデータ、早期幼児教育の手頃さや質に関するデータ、燃料や食事の観点といった従来と違う視点からの貧困データ、子どもの参画に関するデータが不足しているとして、指標化のためには更なる検討が必要であるとする。

モニタリング方法としては、欧州2020戦略およびオープン政策協調手法（OMC）の枠内の主要分野として子どもの貧困・幸福度の問題を位置づけることが必要とする。その上で、定期的なモニタリングによってデータの基づく政策立案を促進すること、関連する指標の即時性、適用範囲を改善すること、パネル調査や子ども対象の調査の可

能性を探ることで欧州レベルでの統計上の適応力を高めること、主要政策間で相乗効果を上げるために子どもの貧困問題を主流化すること、あらゆるレベルでの公的機関の協力と利害関係者の参画を強化することが必要とする。またデータに基づく政策促進に当たっては研究者との協力、特に最も脆弱な子どもの層の把握、子どもの貧困・社会的排除の長期的コスト、不利益な状況の世代間移転、文化や市民参画のアクセスの差の影響などの研究が必要だとする。指標分科会は2013年中は保育の質、健康、最も脆弱な子どもの状況に関して研究を行うとしている。

② 社会保護成果モニター（SPPM）

2011年12月の欧州理事会による貧困・社会的排

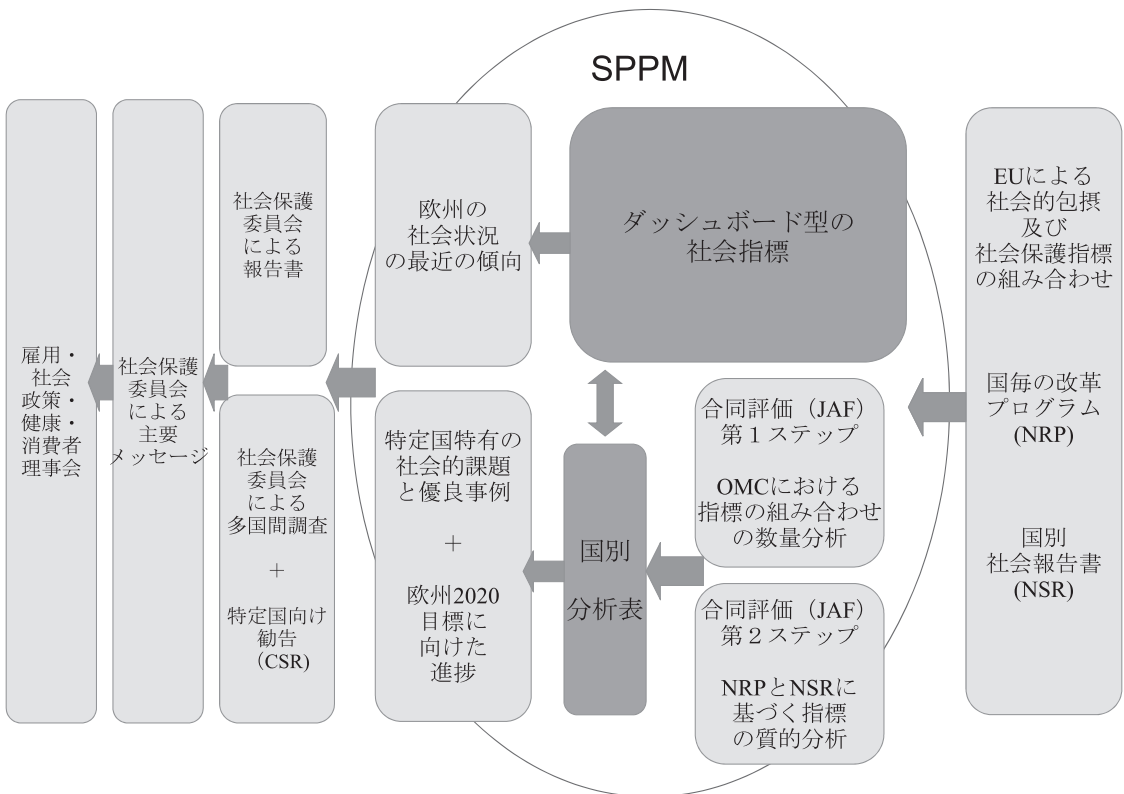


図2 SPPM（概念図）

出典：Social Protection Committee（2012b）, Page 2

除政策を越える雇用・社会政策のモニタリングを改善することが必要とする決議（EUCO139/11）を受けて、社会保護委員会の指標分科会が新たなツールとして取りまとめ、2012年10月に公表した

のが「社会保護成果モニター（SPPM）」である。SSPMの目的は社会政策の調整と多面的な調査を強化・支援することである。社会保護成果モニターは労働委員会、社会保護委員会が2011年に欧州

表7 SPPM包括社会指標

領域	指標	定義	データ源
欧州2020戦略	相対的貧困または社会的排除にある者の比率	相対的貧困状態、厳しい物質的剥奪状態、働き手がほとんど働いていない世帯のいずれかに該当する者の総数が総人口に占める割合	EU SILC
	相対的貧困率	等価世帯所得が等価所得中央値の60%未満である者の割合	EU SILC
	超物質的剥奪率	9項目中、4項目以上が欠けている世帯に暮らす者の割合	EU SILC
	働き手がほとんど働いていない世帯の人口比率（0～59歳）	生産年齢人口（18～59歳）が前年に働くことができる期間の20%未満しか働いていない世帯に暮らす0～59歳の者の割合	EU SILC
貧困リスク密度	相対的貧困ギャップ率		EU SILC
所得の不平等	所得5分位階級の第1階級第5階級比率	所得5分位階級で最も所得の少ない第5階級の所得総額の最も所得の多い第1階級の所得総額に対する割合。所得は等価可処分所得として計算。	EU SILC
子どもの貧困	相対的貧困または社会的排除にある者の比率	相対的貧困状態、厳しい物質的剥奪状態、働き手がほとんど働いていない世帯のいずれかに該当する0～17歳の者が占める割合	EU SILC
社会保護制度の有効性	貧困削減に対する社会移転の効果（年金を除く）	社会移転の前と後で社会移転で相対的貧困率が減ったパーセンテージ	EU SILC
	働き手がほとんど働いていない世帯の相対的貧困率	生産年齢人口（18～59歳）が前年に働くことができる期間の20%未満しか働いていない世帯に暮らす0～59歳の者で等価世帯所得が等価所得中央値の60%未満である者の割合	EU SILC
労働市場の社会的帰結	働いている者の相対的貧困率	主たる活動が仕事であり、かつ相対的貧困にある個人。「賃金・給与雇用者と自営業」と「賃金・給与雇用者」のみで区分される。	EU SILC
	長期失業率（15歳以上）	12ヶ月以上失業状態にある長期失業者総数の生産年齢人口に対する割合	労働力調査
若者の排除	若年失業率（15～24歳）	15～24歳の失業者が同年齢層に占める割合	労働力調査
	教育・研修退学者（18～24歳）	最終学歴が中学校レベル（1997年国際標準教育分類で0～2）であり、調査前4週間に教育・研修を受けていない18～24歳の割合	労働力調査
活動的な高齢化	熟年層（55～64歳）の雇用率	55～64歳で雇用状態にある者の同年齢層に占める割合	労働力調査
年金の十分さ	相対的貧困または社会的排除にある者（65歳以上）の比率	相対的貧困状態、厳しい物質的剥奪状態、働き手がほとんど働いていない世帯のいずれかに該当する65歳以上の者の総数が同年齢層に占める割合	EU SILC
	高齢者の相対的所得中央値の比率	65歳以上の者の等価可処分所得中央値の0～64歳の者の所得に対する比率	EU SILC
	総額代替率	65～74歳の個人年金所得の中央値の50～59歳の個人所得の中央値に対する比率	EU SILC
人間らしい住宅へのアクセス	住宅費重荷率	総住宅費が可処分世帯所得の40%以上の世帯に暮らす者の割合	EU SILC
健康	医療未充足率	費用、待ち時間、遠方という3つの理由で診察に行けなかったと自己申告した者の割合	EU SILC
	65歳時点の健康寿命	65歳の者が健康な状態で生きることができる年数。平均寿命と一緒に評価。	欧州統計局

出典：Social Protection Committee（2012b）, Table 1

備考：「個人年金所得」には基礎年金、所得制限のある福祉制度、遺族などの制度による年金を含む。失業保険、家族関係手当、傷病手当、教育関係手当などの社会保障は含まない。

2020戦略の雇用ガイドラインの進展状況をモニターするために決定した合同評価制度（JAF）を統合する形で提案されている。具体的には図2の通り、SPPMではダッシュボード型の包括社会指標が提案され、その指標で欧州域内全体の傾向を捉えるとともに、JAFと包括社会指標を踏まえて国別分析表が作成され、特定国特有の課題を抽出することになる。その2つの分析結果を踏まえて社会保護委員会が報告書を作成し、勧告などがまとめられることになる。プロセスをみて分かる通り、SPPMはOMCをより具体的に定めたものと言える。

社会保護成果モニターの包括社会指標は表2で紹介したラーケン指標改訂版である2009年作成・公表の包括指標が基礎となっている。さらに欧州2020戦略による貧困と社会的排除の目標化にともなって最近の指標の開発状況を考慮するとともに政策との関連性を加味してリスト化が行われている（表7）。指標は加盟国間の傾向の違いをみるために使われるもので、直近の変化または2008年と

の比較という形で各指標毎に数値が増えた国、減った国が何カ国づつあるかで評価がされることになる。

ただし、より状況を捉えるには指標の中に更に研究が必要なものがあるとし、例えば、健康分野では経済的・社会的地位による早産死亡率、現金払いの指標を開発すべきだとする。また指標群をより理解するために追加的な情報が不可欠だとし、背景情報リスト案も公表している（表8）。

③ 「GDPを越えて」プロジェクト

欧州委員会では貧困・格差指標とは別にGDPの指標としての限界を踏まえ、「GDPを越えて（GDP and beyond）」というプロジェクトの下、人々の懸念事項や政策を反映した指標の改善を目的とした統計・測定方法の見直しを行っている。具体的には2009年8月に「GDPを越えて：変わりゆく世界の進歩の計測」という題名の委員会報告（COM（2009）433）を公表し、以下の5つの短中期行動

表8 SPPM背景情報リスト

領域	指標名	データ源
欧州2020目標の動き	3項目のうち、1項目だけに該当する者の比率	EU-SILC
	3項目のうち、2項目または3項目に該当する者の比率	EU-SILC
マクロ経済状況	GDP成長率、一人当たりGDP	欧州統計局
	公債（現在及び予測）	
労働市場への参加	参加率	労働力調査
	雇用率	労働力調査
	失業率	労働力調査
社会保護制度の資金	公的社会支出総額の予測	国民経済計算
	社会保護支出（リスクの種類毎）	Esspros（欧州社会保護統合統計制度）
	年齢関連支出（現状と予測）	国民経済計算
年金の十分さ	高齢者依存率	
	理論的代替率の2010から2060年の変化（中位ケース）	年金充実度報告書
健康	健康寿命（0歳）	欧州統計局
	平均寿命（0歳）	欧州統計局
	平均寿命（65歳）	欧州統計局
	幼児死亡率	欧州統計局
人的資本	学歴が高等教育レベル	欧州統計局
	成人生涯学習参加	労働力調査
貧困・社会的排除の男女差	貧困または社会的排除にある者の比率（男女別）	EU-SILC
移民	移民の貧困または社会的排除にある者の比率	EU-SILC

出典：Social Protection Committee（2012b）、Table 2

表9 生活の質・幸福度指標（試案）

領域	指標	ヘッドライン 指標	定義	情報源	期間	欧州 2020	レー ケン
物質的生活状況	相対的貧困（率）	○	等価可処分所得の全国中央値の60%を貧困ラインとし、それ未満の者（率）	SILC	短期	○	○
	超物質的剥奪率	○	9項目中4項目以上で剥奪にある者（率）	SILC	短期	○	○
	出費の制約		基礎的な支出の所得比が75%以上	HBS, SILC	長期		
	債務の負担		資産負債比率が75%以上。負債の所得比	HFCS	長期		
	住居の質		統合指標 日陰、過密、雨漏りする屋根/湿った壁、屋内トイレ、浴室	SILC	短期		
	所得階層のシェア 比率		上位・下位20%比	SILC	短期		○
生産性と価値のある活動	低労働密度	○	働き手が働いていない家庭の者とは生産年齢人口の者が過去1年の間、働ける期間の20%未満しか働いていない世帯	SILC	短期	○	○
	雇用の質	○	臨時契約	LFS, SILC	短期		
		○	自発的でないパートタイマー	LFS, SILC	短期		
		○	長期労働時間	LFS, SILC	短期		
		○	仕事を持った貧困	SILC	短期		
			統合指標（雇用の安全性・倫理性、ワークライフバランス、社会的保護、社会的対話、研修、職場での人間関係など）	LFS+モジュール	長期		
	失業率		労働力人口に占める失業者	LFS	短期		
地域格差		雇用率の相関係数	LFS	短期			
健康	健康上の剥奪	○	健康へのアクセス自己評価が低い者、長期疾患患者、または日々の活動に制約を抱えている者の比率	SILC, EHIS	短期、 長期		
	健康平均寿命	○	健康状態のよい場合の期待平均寿命	行政情報、SILC	短期		
	医療へのアクセス		過去1年以内に医師の診療を受けるべきと感じたが、費用、待ち時間、距離のために診察しなかった者の比率（18～64歳と65歳以上）	SILC, EHIS	短期、 長期		○
	平均寿命		ある年齢の者の平均余命	行政情報	短期		
	死亡率		年齢別死亡率、乳幼児死亡率（1000人当たり）	行政情報	短期		
教育	早期退学者	○	18～24歳のうち、最終学歴が中学校以下である者の比率	LFS	短期		○
	学歴	○	低、中、高等教育を受けた者の比率	LFS	短期		
	生涯学習		25～64歳のうち、過去4週間に教育・研修を受けた者の比率	LFS	短期		
	認知力		PISA/PIAACの点数	OECD	長期		
レジャーと社会的交流	支援関係	○	関係性の質に関する統合指標（親類、友人、隣人に助けを求めることが出来るか）	SILCの2006年、 2013年モジュール	短期、 長期		
	社会的接触	○	接触頻度の統合指標（親族、友人と会う頻度が週1回以下の者）	SILCの2006年 モジュール	短期		
	レジャー・文化		いくつかの活動への参加（レジャー、趣味、ボランティア活動、文化活動）	TUS	長期		
個人の安全性	社会的排除		統合指標（社会から排除・包摂されている感情に関する項目）	EQLS	短期		
	経済的安全性	○	統合指標（住居費の負担感、不意の出費、収入のやりくりなど）	SILC	短期		
統治・基本的人権	身体的安全性	○	統合指標（暴力犯罪、テロ、強盗、暗闇での安全性など）	SASU	長期		
			10万人当たり殺人率	行政情報	短期		
自然・生活環境	組織への信頼	○	信頼の統合指標（いくつかの全国組織への信頼）	EQLS、SILCの 2013年モジュール	短期、 長期		
	公共サービスへの満足度		いくつかのサービス項目の累計	EQLS	短期		
	活動的な市民		投票率	行政情報	短期		
人生満足度	地域の環境	○	統合指標（近所からの騒音、汚染、環境問題など）	SILC	短期		
	大気汚染		都市住民のうち、汚染に見舞われている者の比率				
人生満足度	人生満足度	○	0～10点での人生満足度	EQLS、SILCの 2013年モジュール	短期、 長期		
	心理的幸福		精神的健康に関する項目の累計	EHIS、SILCの 2013年モジュール	短期、 長期		

出典：European Statistical System Committee（2011）、http://epp.eurostat.ec.europa.eu/portal/page/portal/gdp_and_beyond/achievements

備考：略称は以下の通り。SILC：欧州所得・生活状況調査（The European Union Statistics on Income and Living Conditions）、HBS：家計調査（Household Budget Survey）、HFCS：家計・消費調査（Eurosystem Household Finance and Consumption Survey）、LFS：労働力調査（Labor Force Survey）、EHIS：欧州健康面接調査（European Health Interview Survey）、TUS：生活時間調査（Time Use Survey）、EQLS：欧州生活の質調査（European Quality of Life Surveys）、SASU：公共安全調査（European Safety Survey）

計画を掲げた。

- 行動1：GDPを補完する環境面、社会面の指標の開発（環境包括指標、生活の質・幸福度）
- 行動2：政策決定のための即時性のある情報の提供
- 行動3：分配・不平等のより正確な報告
- 行動4：持続可能な開発成績表の開発
- 行動5：国民所得勘定の環境、社会的問題への拡張

特に行動1の生活の質・幸福度には所得、社会的交流が領域として含まれる上、行動3の分配・不平等のより正確な報告の趣旨には社会的排除の様々な側面をみる事が含まれ、貧困・格差と大きく関連している。

表9は欧州統計局と各国統計局代表で構成される欧州統計制度委員会が行動1の取りまとめとして承認した報告（ESSC, 2011）において提案された指標群である。指標群には上記でみてきた欧州2020戦略の3指標やラーケン指標の一部も含まれる。さらに詳細はこれから検討されるが、欧州生活の質調査(EQLS)を使った社会的排除主観指標、EU-SILCを使った関係性の質指標、接触頻度指標など興味深い統合指標が提案されている。生活の質・幸福度という切り口ではあるが、今後、欧州統計局が毎年、新指標に基づき簡潔な状況報告を行うこと（行動計画7）、5年おきに詳細な報告書を公表すること（行動計画8）が挙げられており、貧困・格差指標の指標化にも影響を与えていくものと思われる。

IV EU-SILCに基づく欧州2020の指標の算出方法

以下では欧州2020戦略で使用される3指標の具体的な算出方法について概観する。EU-SILCの個票データは1) 世帯の基礎的データを格納した世帯登録ファイル（D-File）、2) 所得、社会的排除

状況、住居などの世帯データを含む世帯データファイル（H-File）、3) 性別、生年月日などの個人の基礎的データを格納した個人登録ファイル（R-File）、4) 教育、職業、健康状態など16歳以上の全ての世帯構成員の個々人のデータを格納した個人データファイル（P-File）の4種類に分かれている。数値を計算するために、まず調査年（DB010、HB010、RB010、PB010）、国名（DB020、HB020、RB020、PB020）、世帯ID番号（DB030、HB030、RX030、PX030）、個人ID番号（RB030、PB030）でファイルをマッチングさせ、統合データファイルを作成する必要がある。

(1) 物質的剥奪

物質的剥奪の計算にはEU-SILCの世帯データファイル（H-File）の中から以下の11の質問に対する回答データを使用する。

- ・住宅ローンあるいは家賃、公共料金または月賦の滞納（HS011、HS021、HS031）
- ・年1回の休暇（HS040）
- ・2日に一度のタンパク質摂取（HS050）
- ・予期しない出費（HS060）
- ・電話所有（携帯電話）（HS070）
- ・カラーテレビ所有（HS080）
- ・洗濯機所有（HS100）
- ・自家用車所有（HS110）
- ・十分な暖を取る（HH050）

ほとんど全ての回答値にはフラグ変数があり、数値が空欄の場合、無回答(-1)、該当せず(-2)、他のデータを代替して使用するため欠損(-5)という空欄の理由が付されている。そこでまずフラグ変数として1世帯のデータの中に1つでも無回答が付いている場合、その世帯は集計から除外する。

次に剥奪状態か(=1)、剥奪状態にないか(=0)を分類する剥奪計算用のデータを11の質問への回答に従って作成する。つまり、住宅ローンあるいは家賃、公共料金または月賦の滞納について

はHS011、HS021、HS031の回答のいずれかが過去1年間で支払期日までに払えなかったことが「ある」(=1)場合に「剥奪状態」とし、払えなかったことが「ない」(=2)または該当せず(=2)の場合は「剥奪状態にない」として新たな変数を作成する。またタンパク質摂取、予期しない出費、電話所有などは「余裕がなくてできない(持っていない)」(=2)場合に「剥奪状態」とし、「できる(持っている)」(=1)または「その他の理由でできない(持っていない)」(=3)場合は「剥奪状態にない」として変数を作成する。

次に上記の剥奪データを世帯毎に加算して剥奪されている項目数が9項目のうち、いくつになるかを計算させ、9項目のうち3項目以上で剥奪状態(>=3)にある者を1、4項目以上で厳しい剥奪状態(>3)にある者を1とする2つの変数を作成する。最後にこの2つの変数を使い、物質的剥奪にある世帯に暮らす個人の人数または比率を算出する。

(2) 相対的貧困率

EU-SILCの個票データでは既に相対的貧困世帯か否かが変数(HX080)として付されているが、計算過程を概観すると、まず世帯データファイルのうち、14歳以上の者の数(HM14+)と13歳以下の者の数(HM13-)から以下の式を使って等価世帯人員数を求める。

$$HX050=1+0.5*(HM14+-1)+0.3*HM13-$$

次に世帯総可処分所得(HY020)を求める必要がある。個人データファイルから世帯人員毎に仕事からの収入(PY010G)+社用車保有(PY021G)+自営業所得(PY050G)+失業手当(PY090G)+高齢者手当(PY100G)+遺族手当(PY110G)+病気休業手当(PY120G)+障がい者手当(PY130G)+教育関連手当(PY140G)を足し上げて個人所得を求め、世帯人員全員の個人所得を総計した

上で世帯データファイルから得られる家賃収入(HY040G)+家族・子ども扶養手当(HY050G)+その他手当(HY060G)+住宅手当(HY070G)+定期的な仕送りの受取(HY080G)+利子・配当等(HY090G)+16歳以下の者の所得(HY110G)を加えて世帯総収入(HY010)を求める。

そして世帯総収入(HY010)から同じく世帯データファイルの資産課税(HY120G)、所得税(HY140G)、定期的な仕送りの支払い(HY130G)を差し引いた以下のような式で世帯総可処分所得(HY020)を求める。

$$HY020=HY010-HY120G-HY130G-HY140G$$

以上の数値を使って以下の通り、等価所得を計算する。なお、HY025は世帯内で個人所得を回答していない場合の調整値でドイツ、スペイン、ギリシャ、ラトビア、ポルトガル、スロバキアのみ利用している。

$$HX090=(HY020*HY025)/HX050$$

こうして計算した等価所得を使って中央値の60%の相対的貧困ラインを求め、当該世帯が貧困ライン未満の者を「貧困」として定義して、全世帯に対して「貧困」に該当する者の人数または比率を算出する。

(3) 働き手が働いていない世帯の者

個人データファイル(P-File)を読み込んだ上で、まず調査年、国名、世帯ID、個人IDで並べ替えをする。その上で個人毎に仕事が可能だった月数(TOT)と実際に仕事をしていた月数(EMP)を計算する。その際、雇用者でかつフルタイムで仕事をしていた月数(PL073)、雇用者でかつパートタイムで仕事をしていた月数(PL074)、自営業でかつフルタイムで仕事をしていた月数

(PL075)、自営業でかつパートタイムで仕事をしていた月数 (PL076)、失業状態だった月数 (PL080)、退職状態だった月数 (PL085)、障害または仕事に適さない状態だった月数 (PL086)、学習した月数 (PL087)、徴兵によって兵役にあった月数 (PL088)、家事または介護などに従事していた月数 (PL089)、その他非労働力であった月数 (PL090) を用いる。原理的にはこれらの変数は1~12の間の数値を取る。ただし、例えば、PL073が12である場合、総月数が12を越えるという問題が生じるため、このような場合、他の変数 (PL074からPL090) はゼロとする。

また、分類にあたっては、当該月の週の半数以上で働いていた、支払いを受けた見習い、研修をしていた場合、当該付きの主な活動は「仕事をしてきた」と定義する。その者が職業に就いていたが、産休、傷害、病気、技術的または経済的な理由のために一時的に仕事を休んでいた場合でも「仕事をしてきた」とする。パートタイムで複数働いていてフルタイムと同程度の場合、「雇用者でかつフルタイムで仕事をしてきた」と分類する。さらに、同一月に複数の活動をしていた場合、優先順位は経済活動（仕事）に置く。

「引退」とは年齢又はその他の理由で仕事を離れた場合を言う。フルタイムとパートタイムの仕事の区別は加盟国や産業によって相違しているために厳格なルールを決めるのは不可能なため、回答者の回答に基づいて行われるべきであるとする。ただし、パートタイムの仕事はほとんど35時間を超えることはなく、一方フルタイムの仕事は30時間以上であるため、通常の勤務時間数に関する回答 (PL060) とすり合わせることでデータを修正することが可能である。そして仕事以外の場合、一番多くの時間を割いていた活動を当該月の活動内容とすることを基本ルールとするが、その選択は回答者に任せている。

以上の定義に従ってフラッグ変数として無回答

(-1) が付されている回答者を除外した上で個人毎のTOTとEMPを下記の式で集計する。なお、対象年齢は18~64歳の生産年齢人口であるため、その年齢層以外の者は計算に際してTOTとEMPはともに0とする。

$$\text{TOT}=\text{PL073}+\text{PL074}+\text{PL075}+\text{PL076}+\text{PL080}+\text{PL085}+\text{PL086}+\text{PL087}+\text{PL088}+\text{PL089}+\text{PL090}$$

$$\text{EMP}=\text{PL073}+\text{PL074}+\text{PL075}+\text{PL076}$$

次に世帯ID毎にTOTとEMPを累計した上で、次ににより世帯毎の就業密度 (WI) を計算する。

そしてWIの数値に従って世帯の属性を以下の分類にしたがって行う。

WI<0.2の場合：超低密度 (=1)

0.2<=WI<0.45の場合：低密度 (=2)

0.45<=WI<0.55の場合：中密度 (=3)

0.55<=WI<0.85の場合：高密度 (=4)

0.85<=WIの場合：超高密度 (=5)

なお、この他にWI=0の場合に仕事のない世帯 (jobless household)、WI=1の場合に全ての者が働いている世帯として分類する場合がある。

最後に0~59歳の人口に対する世帯が超低密度 (WI<0.2) に該当する0~59歳の者の数または比率を「働き手が働いていない世帯の者」としている。

V 今後の課題

1. 適時性

まず大きな課題として統計公表の適時性があげられている。EU-SILCの枠組規制 (REGULATION (EC) No 1177/2003) によると加盟各国は調査年の翌年の11月末までにクロスセクションの個票デ

ータを、翌々年の3月末までにパネル調査の個票データを欧州統計局に送信し、7月末までにクロスセクションの結果を公表することになっている。しかし、金融危機などの経済社会状況の変化が起きている際に貧困・社会的排除状況がどうなっているかがすぐに分からないことに批判がある。如何なる統計データでも起きる問題ではある

が、どのように適切な時にデータを公表していかれるかが問われている。

また適時性とも絡んで、大きな危機が起きた時に世帯がどのように対応しているかを知ることが重要になっているが、現在の欧州の統計体制の中ではそのような情報が取れていないとする。欧州統計局の担当者からは労働力調査を活用して、消

表10 物質的剥奪指標の改訂案（全体）

項目案	対象	新規項目
古着の新着の衣服への買い替え（セカンド品は含まず）	成人	○
ぴったりの寸法の靴二足（一足は全天候型）	〃	○
他人に相談することなく、毎週、自分のために小額使う	〃	○
定期的にレジャー活動を行う	〃	○
月に一度は友達や家族と食事や飲みに行く	〃	○
古くなった家具の買い替え	世帯	○
2日おきに肉・魚を食べる	〃	
予期しなかった出費	〃	
年1回1週間、家を離れて休暇を取る	〃	
住宅ローン、家賃、公共料金、分割払いの滞納	〃	
コンピュータ保有と家での自分用のインターネット接続	〃	○
家で十分な暖を取る	〃	
自家用車	〃	

出典：Eurostat（2012）

表11 物質的剥奪指標の改訂案（子ども）

項目案	対象	新規項目
新着の衣服（セカンド品を除く）	子ども	○
ぴったりの寸法の靴二足	〃	○
野菜・果物を1日1回を食べる	〃	○
肉・魚を1日1回を食べる	〃	○
年齢に相応しい書籍	〃	○
外でのレジャー用具	〃	○
屋内ゲーム	〃	○
勉強や宿題をするのに相応しい場所	〃	○
定期的なレジャー活動	〃	○
特別なお祝い	〃	○
時々子どもを遊びや食事のために家に呼ぶ	〃	○
お金がかかる学校の遠足や行事に参加する	〃	○
1年に最低1週間、家を離れて休暇を過ごす	〃	○
古くなった家具の買い替え	世帯	○
住宅ローン、家賃、公共料金、分割払いの滞納	〃	
コンピュータ保有と家での自分用のインターネット接続	〃	○
家で十分な暖を取る	〃	
自家用車	〃	

出典：Eurostat（2012）

費支出を抑制、他の世帯員の新たな労働参加など、世帯毎の対応方法を調査することの重要性を指摘していた。また貧困継続率に加えて貧困リスク退出率・新該当率がEU-SILCのパネルデータを使って欧州委員会DGEMPLから発表される等、貧困が長期的に継続するリスクに対する関心も高まっている。

2. 物質的剥奪指標の見直し

つぎに現在の物質的剥奪指標の定義の問題がある。欧州理事会は2015年の中間評価の際に貧困・社会排除指標の3指標の見直しを行うことを決定していた。特に新たに子ども向けの指標を作成することを含めて物質的剥奪指標については改良に向けた作業を行うべきと指摘していた。そこで欧州統計局からワーキングペーパーの形で2012年に検証結果と提言が公表されている。具体的にはEU-SILCの2009年調査に盛り込まれた物質的剥奪に関するアドホック調査で調査した50項目をa) 適切性(違う国でも生活水準の維持のために必要なものか)、b) 有効性(物質的剥奪との相関)、c) 信頼性(尺度の内性整合性)、d) 付加性(多群比較)の4つから評価している。まず全体値としては従来のタンパク質摂取、資金、1週間の休暇、家賃などの滞納、十分な暖、自家用車に加えて、新たに7項目を追加した13項目が提案されている(表10)。また1~15歳の子ども向け指標として従来項目の3項目(家賃などの滞納、十分な暖、自家用車)に新たに15項目を加えた18項目が提案された(表11)。

今後、EU-SILCの2013年調査には全体値として新たに提案された7項目を自主的に参加する国だけでパイロットテストをした上で、2014年調査ではアドホック調査として全加盟国で包括的な検証を行うことになっている。2013年2月には世帯の物質的剥奪指標改定案用に8項目、子どもの物質的剥奪指標案用に13項目の具体的な質問案が公表されている(COMMISSION REGULATION (EU)

No 112/2013)。ただし、子どもの物質的剥奪指標案は提案過程において子どもの意見を踏まえたものではない。また実際のEU-SILCにおいてもこれらの質問に子ども本人が回答するのではなく、世帯票を回答する世帯の代表者(子どもの両親など)が回答することになっている。さらに複数の子どものいる場合、同じ世帯に属する子どもは全て同じ状況と仮定されて計算されることになる。乳幼児が自ら回答するのは難しいが、小学生・中学生の回答と両親の回答が同じなのか等、今後、分析結果を踏まえて物質的剥奪指標の妥当性についてしばらく議論が続くことになろう。

VI おわりに

このように欧州ではラーケン指標、欧州2020戦略の指標を中心としつつ、様々な新しい社会指標が検討されている。またそれら全てにおいて政策の進展状況を評価する趣旨で数値目標化が検討されている。モニタリング手法としては自発的な政策協力システムとされるオープン政策協調手法(OMC)が取られており、国際的に指標の有効性を担保する方法としても注目される。今後は物質的剥奪指標を始めとした見直し、指標の公表の適時性の向上などが求められているが、日本にとっても学ぶところは多い。また社会保護委員会が提案した子どもの貧困・幸福度報告書に示されているように、こうした課題には社会保護政策だけでも教育政策、住宅政策だけでも不十分で、従来の縦割りを越えて人びとを中心に据えて横断的な政策対応を考えようとしている姿勢は見習うべきであろう。そうした中、社会保護委員会指標分科会は2013年の重点分野としてホームレス統計の統一化の可能性や住宅からの排除指標を検討したり、主な収入が社会保障である世帯の相対的貧困率や失業率の長さによる手当・相対的貧困ライン比率、手当カバー率など新しい指標の開発にも積

極的に取り組んでいくという。さらにEU-SILCに幸福感などの主観的感情を調査項目に含めることが正式に決定しており、2013年に特別調査を実施した後、毎年1問程度は追跡調査することになるという。欧州統計局では、2013年の調査以降、生活の質が主観的感情にどのような影響があるか、要因を検討していくとしている。物質的剥奪や貧困が欧州市民の主観的感情への影響度なども分析結果が示されて行くことになろう⁶⁾。

このように欧州連合では次々と新たな指標を検討し、数値に基づく政策推進という視点で世界を一步も二歩もリードしようとしている。欧州の動向は引き続き目が離せない。

謝 辞

本稿作成に当たっては有益な情報を提供頂いた欧州統計局Eduardo Barredo Capelot氏、Anne Clémenceau氏、Jean-Louis Mercy氏、Didier Dupré氏、Emilio de Meglio氏、Fabienne Montaigne氏、Aurelia Georgiana Ivan氏、Maria João Santos氏、Ann Nilsson氏、欧州委員会雇用・社会問題・包摂総局Georg Fischer氏、Egbert Holthuis氏、Isabelle Maquet-Engsted氏に衷心より感謝したい。

注

- 1) 調査対象期間には「2週間」という推奨期間があった。
- 2) スウェーデンは既に税務データで所得を把握しており、「質問票調査で所得データを収集すべきではない」という立場から反対したため、調査を同国内で実施しなかった。
- 3) この規定を補完するものとして、所得の定義を定めたCOMMISSION REGULATION (EC) No 1980/2003、フィールドワークの手続を定めたCOMMISSION REGULATION (EC) No 1981/2003、サンプリング方法を定めたCOMMISSION REGULATION (EC) No 1982/2003、調査で取るべき主要データリストを定めたCOMMISSION REGULATION (EC) No 1983/2003、調査後に公表する品質評価書の内容を定めたCOMMISSION REGULATION (EC) No 28/2004などがある。
- 4) 二次指標の「識字力の弱い生徒」に使用されるPISAの「読解力尺度」とは「自らの目標を達成し、自らの知識と可能性を発達させ、効果的に社会に参加するために、書かれたテキストを理解し、利用し、熟考する能力」とされている。具体的には

「読む行為のプロセス」として「テキストの中の情報の取り出し」に加えて、書かれた情報から推論して意味を理解する「テキストの解釈」、書かれた情報を自らの知識や経験に位置付ける「熟考・評価」の3つの軸で評価するとともに、内容面でも文章としての『連続型テキスト』と図表のような『非連続型テキスト』の2種類を読むことができる能力を身に付けている必要がある。「レベル1」とは、PISA調査の平均得点が500点かつOECD加盟国の全生徒の約3分の2が400点から600点の範囲に入るように計算した上で6段階に分けられた中で、「最小限に複雑な課題をこなすことができる」という下から2番目の段階を指している。2009年PISAの場合、406点以下がレベル1に該当する。

- 5) 欧州委員会の1次案では相対的貧困率25%削減が目標として掲げられていた。
- 6) 日本のデータを使って社会的排除が幸福度に影響するか分析したものとしてTakahashi (2012) などがある。

参考文献

- European Commission. 1992. *Towards a Europe of solidarity. Intensifying the fight against social exclusion, fostering integration*. Communication from the Commission. COM (92) 542 final.
- European Commission. 2003a. *REGULATION (EC) No 1177/2003 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 16 June 2003 concerning Community statistics on income and living conditions (EU-SILC)*.
- European Commission. 2003b. *Laeken Indicators – Detailed Calculation Methodology* (E2/IPSE/2003).
- European Commission. 2009. *Portfolio of indicators of the monitoring of the European Strategy for Social Protection and Social Inclusion – 2009 Update*.
- European Commission. 2010. *Europe 2020: A strategy for smart, sustainable and inclusive growth* (COM (2010) 2020 final)
- European Commission. 2011a. *The Social Dimension of the Europe 2020 Strategy, A Report of the Social Protection Committee*.
- European Commission. 2011b. *The Measurement of Extreme Poverty in the European Union*.
- European Commission. 2011c. *Note to the file on social inclusion: Concepts, measurement and policies in the EU policy coordination context*.
- European Commission. 2013a. *COMMISSION REGULATION (EU) No 112/2013 of 7 February 2013 implementing Regulation (EC) No 1177/2003 of the*

- European Parliament and of the Council concerning Community statistics on income and living conditions (EU-SILC) as regards the 2014 list of target secondary variables on material deprivation.*
- European Commission. 2013b. *Employment and Social Developments in Europe 2012*, SWD (2013) 2 final.
- Eurostat. 2007. *Description of SILC User Database Variables: Cross-sectional and Longitudinal*, Version 2007.1 from 01-03-09
- Eurostat. 2012. *Measuring material deprivation in the EU: Indicators of the whole population and child-specific indicators.*
- European Statistical System Committee 2011. *Sponsorship Group on Measuring Progress, Well-being and Sustainable Development: Final Report.*
- Heike Wirth and Pierre Walthery. 2011. "A European workshop to introduce the EU SILC and the EU LFS data: Practical Session – Exploring EU-SILC" Economic and Social Data Services.
- Social Protection Committee of Council of the European Union. 2011. *The Social impact of the economic crisis and ongoing fiscal consolidation*, Third report of Social Protection committee.
- Social Protection Committee of Council of the European Union. 2012a. *Tackling and Preventing Child Poverty; Promoting Child Well-being*, 27 June 2012.
- Social Protection Committee of Council of the European Union. 2012b. *Social Protection Performance Monitor (SPPM) – methodological report by the Indicators Sub-group of the Social Protection Committee*, 17 October 2012.
- Swiss Foundation for research in social sciences. 2012. *Statistics on Income and Living Conditions (SILC) 2010 Data: Codebook, Description of Microdata.*
- Takahashi, Yoshiaki. 2012. "Does social inclusion policy improve happiness?" Mimeo, European Conference on Positive Psychology.

(たかはし・よしあき 筑波大学准教授)